特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の運営規程

「サカイ・ヘルスケアー昭島店」運営規程

(事業の目的)

第１条この規程は、株式会社サカイ・ヘルスケアー（以下「事業者」という。）が開設する「サカイ・ヘルスケアー昭島店」(以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕(以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、介護員養成研修修了者、若しくは都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習会修了者（以下「福祉用具専門相談員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業所の専門相談員・福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具等を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

３　事業所の専門相談員・福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう援助を行う。

４　事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　サカイ・ヘルスケアー昭島店

（２）所在地　東京都昭島市昭和町４－１１－２０

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　　１名（常勤職員）

管理者は、福祉用具専門相談員の資格を有し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）福祉用具専門相談員　　常勤職員６名以上とする

福祉用具専門相談員の資格を有する者は、特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の販売を行うととも

に、利用者に対し、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるように以下のことを行う。

① 特定福祉用具に関する相談援助

② 特定福祉用具の機能、安全性、衛星状態の点検

③ 利用者の身体の状況等に応じた特定福祉用具の選定

④ 特定福祉用具の使用方法の指導

（3）事務職員　　常勤職員３名以上とする

事務職員は、福祉用具専門相談員の資格を有し、電話での相談業務の対応、また事業の実施にあたって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし国民の休日及び 12 月 30 日から１月３日までを除く。

（2）　営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等）

第６条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

（1）事業の提供に当たっては、利用者の身体の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的な知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

（2）福祉用具専門相談員は、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

（3）福祉用具専門相談員は、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

２　特定福祉用具等の品目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。また、品名ごとの販売費用の利用者負担額（1 割、2 割、3 割）は、特定福祉用具販売重要事項説明書に記載しておくものとする。（パンフレット添付）

（1）　腰掛便座

（2）　自動排泄処理装置の交換可能部品

（3）　入浴補助用具

（4）　簡易浴槽

（5）　移動用リフトのつり具の部分

（6）　排泄予測支援機器

（7）　歩行器

（8）　固定用スロープ

（9）　単点杖（松葉杖を除く）

（１０）　多点杖

３　第１０条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルあたり 100 円を徴収する。

４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5　事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に交付することとする。

（衛生管理等）

第７条　事業者は、衛生的な管理をしている福祉用具を提供するとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態については、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔予防介護にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第９条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条 通常の事業の実施地域は、諸島を除く東京都全域とする。

第１１条　（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者に現を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第１１条　（身体拘束の禁止）

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由に寄り拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

（個人情報の保護）

第１１条　事業者は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適

切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１２条　事業者は、専門相談員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修　採用後３カ月以内

（２）　継続研修　年６回

２　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者（個人開設の場合は、「開設者」とする。）と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。